

平成19年7月31日
障発第 0731002 号

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

社会福祉法人会計基準における減価償却の見直しに伴う
「就労支援事業会計処理基準」の取扱いについて

障害福祉サービス事業及び障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の事業を行う場合に限る。)における会計処理については、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知(以下、「就労支援事業会計処理基準」という。))により行うこととしているところである。

今般、平成19年度税制改正において減価償却制度が見直され、これに伴い社会福祉法人会計基準における減価償却の取扱いについては、「社会福祉法人会計基準の制定について」の一部改正について」(平成19年7月31日社援基発第0731001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知(以下、「会計基準課長通知」という。))により見直しが行われたところである。

これを受け、社会福祉法人会計基準と同様の取扱いとしている就労支援事業会計基準においても、会計基準課長通知における減価償却の取扱いに準じて取扱うこととするので、管内関係機関及び各社会福祉法人等に対し周知徹底を図るようご配慮願いたい。

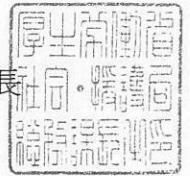
平成19年7月31日
社援基発第0731001号

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



厚生労働省社会・援護局総務課長



厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長



厚生労働省老健局計画課長



「社会福祉法人会計基準の制定について」の一部改正について

社会福祉法人の会計処理に関する運用上の留意事項等に関しては、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日付け社援施第6号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）をもって、その取扱いが示されているところであるが、平成19年度の税制改正において減価償却制度の見直しが行われたことに伴い、今般、標記の通知を別添新旧対照表の通り改正し、平成19年4月1日から適用することとしたので、管内関係機関及び各社会福祉法人に対し周知徹底を図るようご配慮願いたい。

「社会福祉法人会計基準の制定について」－新旧対照表－

(平成12年2月17日 社援施第6号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省社会・援護局施設人材課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長、厚生省児童家庭局企画課長連名通知)

改正後（新）	改正前（旧）
<p>社 援 施 第 6 号 平成12年2月17日</p> <p>一 部 改 正 社援基発第0128003号 平成17年1月28日</p> <p>一 部 改 正 社援基発第0731001号 平成19年7月31日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中核市</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長 厚生省社会・援護局企画課長 厚生省社会・援護局施設人材課長 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長 厚生省児童家庭局企画課長</p> <p>社会福祉法人会計基準の制定について</p> <p>(中略)</p> <p>1 運用上の留意事項 (略)</p> <p>2 減価償却の扱い (1) 減価償却の方法 ① (略)</p>	<p>社 援 施 第 6 号 平成12年2月17日</p> <p>一 部 改 正 社援基発第0128003号 平成17年1月28日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中核市</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長 厚生省社会・援護局企画課長 厚生省社会・援護局施設人材課長 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長 厚生省児童家庭局企画課長</p> <p>社会福祉法人会計基準の制定について</p> <p>(中略)</p> <p>1 運用上の留意事項 (略)</p> <p>2 減価償却の扱い (1) 減価償却の方法 ① (略)</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>② 取得価額及び残存価格 減価償却資産の評価額は取得価額とする。また、残存価格は、<u>以下のとおりとする。</u></p> <p>ア <u>平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産</u> 有形固定資産について償却計算を実施するための残存価格は取得価格の10%とする。耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに備忘価格（1円）まで償却を行うことができるものとする。</p> <p>イ <u>平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産</u> 有形固定資産について償却計算を実施するための残存価格はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価格から備忘価格（1円）を控除した金額に達するまで償却することができるものとする。</p> <p>ウ <u>無形固定資産</u> 無形固定資産については、当初より残存価格をゼロとして減価償却を行うものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>② 取得価額及び残存価額 減価償却資産の評価額は取得価額とする。また、残存価額は、<u>原則として、取得価額の1割とする。</u></p> <p>(以下略)</p>